

第1回京都市共同参画社会推進施設指定管理者選定委員会

- 1 日 時 平成22年6月21日 月曜日 午前10時から12時まで
- 2 場 所 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 会議室 1
- 3 出席
 - (1) 委員（五十音順，敬称略）
同志社大学社会学部教授 尾嶋史章
弁護士 澤田孝
税理士 中村清之
京都文教大学人間学部准教授 森正美
 - (2) 本市の出席者
文化市民局長 山岸吉和
文化市民局共同参画社会推進部長 藤川好寿
文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年担当部長 石田信幸
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長 中谷香
- 4 事務局
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課
- 5 傍聴者
8名
- 6 取材者
なし
- 7 配布資料
次第
資料1 委員会委員名簿
資料2 座席図
資料3 委員会設置要綱
資料4 男女共同参画センター概要，きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）
資料5 青少年活動センター概要，リーフレット
資料6 百井青少年村の概要，リーフレット
資料7 男女共同参画センター募集要項（案）
資料8 青少年活動センター募集要項（案）
資料9 百井青少年村募集要項（案）
資料10 指定管理者決定までのスケジュール（予定）

【開催概要】

- 1 開会
- 2 主催者あいさつ
京都市文化市民局長 山岸吉和
- 3 公開の確認
委員の氏名及び役職について公開するとともに，傍聴者の方への資料を公開することを確認したところ，全員一致で了承した。

4 傍聴者入室

5 委員の紹介

京都新聞社論説委員 有賀美砂（欠席）
同志社大学社会学部教授 尾嶋史章
弁護士 澤田孝
税理士 中村清之
京都文教大学人間学部准教授 森正美

6 本市職員紹介

文化市民局長 山岸吉和
文化市民局共同参画社会推進部長 藤川好寿
文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年担当部長 石田信幸
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長 中谷香

7 委員長の選出・副委員長の氏名

澤田委員から中村委員を委員長に推薦する意見があり，全員一致で選出した。次に中村委員長から森委員を副委員長に選任した。

8 事務局からの説明

（1）本委員会の趣旨説明

本委員会は文化市民局共同参画社会推進部が所管している男女共同参画センター，青少年活動センター，百井青少年村の指定管理期間が平成22年度末をもって切れることから，新たな，指定管理候補者を選定するためのものであることを説明した。

また，指定管理期間については，平成23年度から平成26年度までの4年間を検討している。指定管理者を募集するに当たっては，公募による選定で支障がないことを説明した。

（2）男女共同参画センターの概要及び指定管理者の募集方法について

男女共同参画推進課長から，資料4「男女共同参画センターの概要」及び資料7「男女共同参画センター募集要項（案）」についての説明を行った。また，DVセンターの概要や男女共同参画センターのDV対策などについて説明し，質疑応答を行った。

（3）青少年活動センター及び百井青少年村の概要並びに指定管理者の募集方法について

勤労福祉青少年担当部長から，資料5「青少年活動センターの概要」及び資料8「青少年活動センター募集要項（案）」について説明を行うとともに，市内7箇所のセンターを一括募集することの必要性を説明し，質疑応答を行った。

また，資料6「百井青少年村の概要」及び資料9「百井青少年村募集要項（案）」について，説明を行った。

9 会議で出た主な意見

- ・特に非公募にする理由はないと思われるため，公募でいいと思う。
- ・応募資格について，「代表者，役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。」と記載されているが，これらは疑いであって，無罪判決を受けた場合には，どうなるのかという問題があるため，「有罪の判決を受けたもの」と記載したほうがよい。
- ・DV対策について，相談だけでは何も解決しないし，積極的に何かをしないといけないと思う。
- ・選定基準においても，「関係機関と連携できる団体」という項目を入れてはどうか。
- ・地域との連携が求められており，「地域と連携できる団体」というのも，適格性を判断するのに非常に重要ではないか。
- ・男女共同参画の今後の5年間の課題について，募集要項にメッセージを込めることができればいい。
- ・指定管理者が管理運営することによって，さらに機能的なセンターとして，よくなるということが記載されたほうがいい。
- ・募集要項の各審査項目について，青少年活動センターの配点と男女共同参画センターの配点が違う。
- ・施設の目的は違うと思うが，配点の整合性は必要ではないか。

- ・男女共同参画センターの管理的な部分の配点が重くなりすぎているのではないか。その団体がもっている専門性，能力を審査する「申請団体の適格性」や「事業の実施内容」の配点がもっと重くていいのではないか。